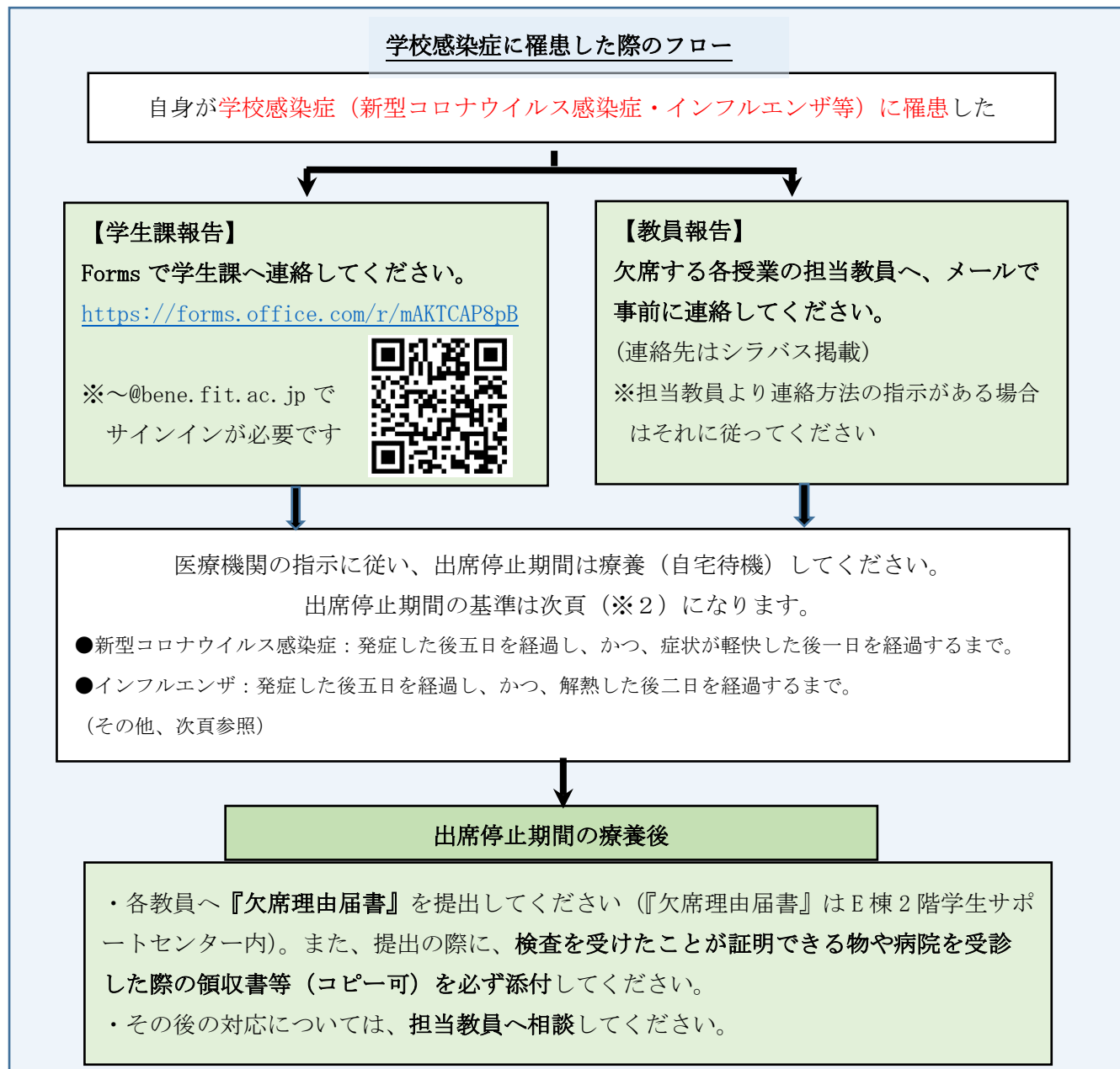


学生の皆さんへ

学校感染症（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等）に関する対応について

学校感染症に罹患したら、以下のフローに沿って対応してください。学校感染症とは次頁の※1が該当。



■注意事項

【罹患が疑われる場合】

- ・罹患が確定していない場合も学校感染症が疑われる場合は、来校せず医療機関で診察を受けてください。
- ・欠席する場合は、各授業の担当教員へ、メールで事前に連絡してください。
- ・診察結果にかかわらず、療養後に『欠席理由届書』及び『検査を受けたことが証明できる物や病院を受診した際の領収書等（コピー可）』を各教員へ提出してください。

【試験について】

授業同様に上記フローに従ってください。学期末試験だけではなく中間試験、追試験等も同様です。

■学校保健安全法施行規則第 18 条第 19 条抜粋

	感染症の種類 ※1	出席停止期間の基準 ※2
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（HSN1）、中東呼吸器感染症（MERS）	治癒するまで
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日経過し、かつ症状軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（3 日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第 3 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと診断されるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により感染のおそれがないと診断されるまで

※その他の感染症（上記以外の感染症で第 3 種として扱われる場合あり）は、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられます。医師の判断および指示に従ってください。